

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年七月十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第七号

奈良県営住宅条例の一部を改正する条例

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表の一中

築山 〃	大和高田市大谷
高田 〃	〃 昭和町

を

高田 〃	大和高田市昭和町
---------	----------

に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。